第11号様式（第２条関係）（日本産業規格Ａ列３番）

労働者及び稼働実績報告書（　　年度）

港　　事業者名

区分＼月別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
現場職員（人）														
船内荷役	常用労働者（人）													
	常用労働者稼働延人員（人日）													
	常用労働者稼働延時間（時間）													
	日雇労働者雇用延人員（人日）													
	日雇労働者稼働延時間（時間）													
	派遣労働者稼働延人員（人日）													
	派遣労働者稼働延時間（時間）													
沿岸荷役	常用労働者（人）													
	常用労働者稼働延人員（人日）													
	常用労働者稼働延時間（時間）													
	日雇労働者雇用延人員（人日）													
	日雇労働者稼働延時間（時間）													
	派遣労働者稼働延人員（人日）													
	派遣労働者稼働延時間（時間）													
はしけ運送	常用労働者（人）													
	常用労働者稼働延人員（人日）													
	常用労働者稼働延時間（時間）													
	日雇労働者雇用延人員（人日）													
	日雇労働者稼働延時間（時間）													
	派遣労働者稼働延人員（人日）													
	派遣労働者稼働延時間（時間）													
いかだ運送	常用労働者（人）													
	常用労働者稼働延人員（人日）													
	常用労働者稼働延時間（時間）													
	日雇労働者雇用延人員（人日）													
	日雇労働者稼働延時間（時間）													
	派遣労働者稼働延人員（人日）													
	派遣労働者稼働延時間（時間）													
合計	常用労働者（人）													
	常用労働者稼働延人員（人日）													
	常用労働者稼働延時間（時間）													
	日雇労働者雇用延人員（人日）													
	日雇労働者稼働延時間（時間）													
	派遣労働者稼働延人員（人日）													
	派遣労働者稼働延時間（時間）													

備考

1　この報告書は、一般港湾運送事業者、港湾荷役事業者（港湾荷役事業の許可を受けた者をいう。）、はしけ運送事業者及びいかだ運送事業者（いかだ運送事業の許可を受けた者をいう。）が港湾ごとに作成すること。

2　日雇労働者とは、日々雇い入れられる者、２月以内の期間を定めて使用される者（派遣労働者を除く。）及び試みに使用される者をいう。

3　派遣労働者とは、港湾労働法（昭和63年法律第40号）第18条第１項にいう港湾派遣元事業主との労働者派遣契約に基づき、同事業主から派遣される者（２月以内の期間を定めて使用される者に限る。）をいう。